

長期未着手の都市計画道路の見直しについて

概要版

～大阪市では、長期未着手の都市計画道路の見直し(新設・拡幅の取りやめ)を進めています～

■ 都市計画道路とは？

(役割) まちの骨格を形成し、人や車の移動を支えるだけでなく、良好な街並みを形成し、非常時には避難空間になるなど、都市活動を支える基礎的な都市基盤施設です。

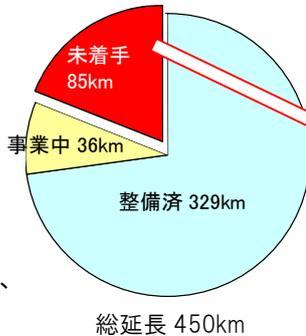
(整備) 既にある道路を拡幅する路線と新設する路線に分けられます。



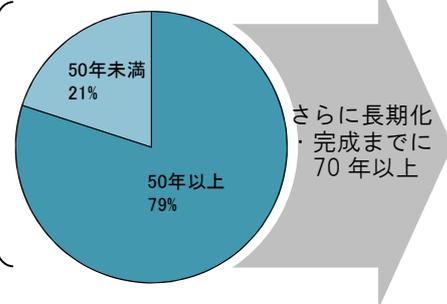
■ 大阪市の都市計画道路の現状と課題

- ・ 長期的な整備を前提に、総延長約 450km の道路(幹線街路)を都市計画決定しています。
- ・ 街路事業などにより、既に約 329km (約 7 割)が整備を完了しており、約 36km(約 1 割)が事業中となっています。残る事業未着手路線は約 85km (約 2 割)となっています。
- ・ 未着手路線の約 8 割は都市計画決定後 50 年以上経過しており、これに伴う建築制限が長期化しています。また残事業費が約 9,800 億円にのぼり、現在の予算規模では、完成までに 70 年以上を要し、建築制限がさらに長期化することとなります。

＜都市計画道路整備状況＞



＜都市計画決定後の年数＞



さらに長期化・完成までに 70 年以上

■ 長期未着手の都市計画道路の見直し方針

- ・ 人口減少・高齢社会の到来といった、従来の拡大型から安定・成熟型社会への移行が進んでいます。
- ・ 社会・経済状況の変化を踏まえ、事業未着手路線の必要性を検証し、存続や廃止などの見直しを実施します。
- ・ 具体的には、以下の 4 つの視点で必要性を検証しました。

① 「道路ネットワークの確保」の視点での評価

放射・環状軸となる道路ネットワークを確保します。

② 「都市防災性の向上」の視点での評価

密集市街地における延焼遮断空間や避難路を確保します。

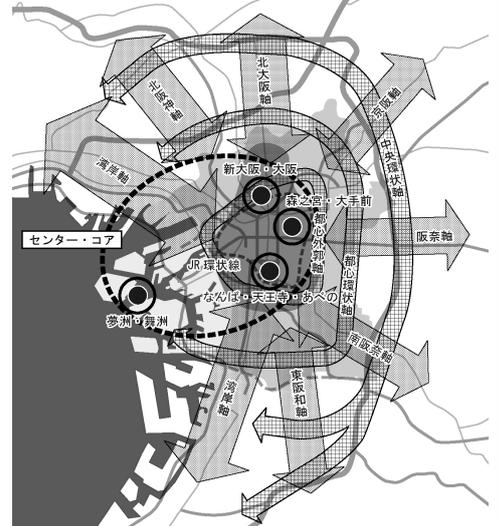
③ 「安全・円滑な通行機能の確保」の視点での評価

現道からの拡幅により安全・円滑な通行機能を確保します。

④ 「路線ごとの個別特性」からの評価

地域の個別特性により整備効果が期待される路線については、計画を存続とします。

＜道路ネットワークのイメージ＞



- ・ この結果、43 路線、約 51km を存続とし、概ね 30 年程度での事業着手をめざすこととし、今後事業着手する路線について検討してまいります。
- ・ 存続路線以外は計画の廃止または現道幅員への変更(拡幅の取りやめ)を行う「見直し(案)」をまとめました。
- ・ これらは 24 路線、約 34km となり、事業未着手の都市計画道路の約 4 割に相当します。

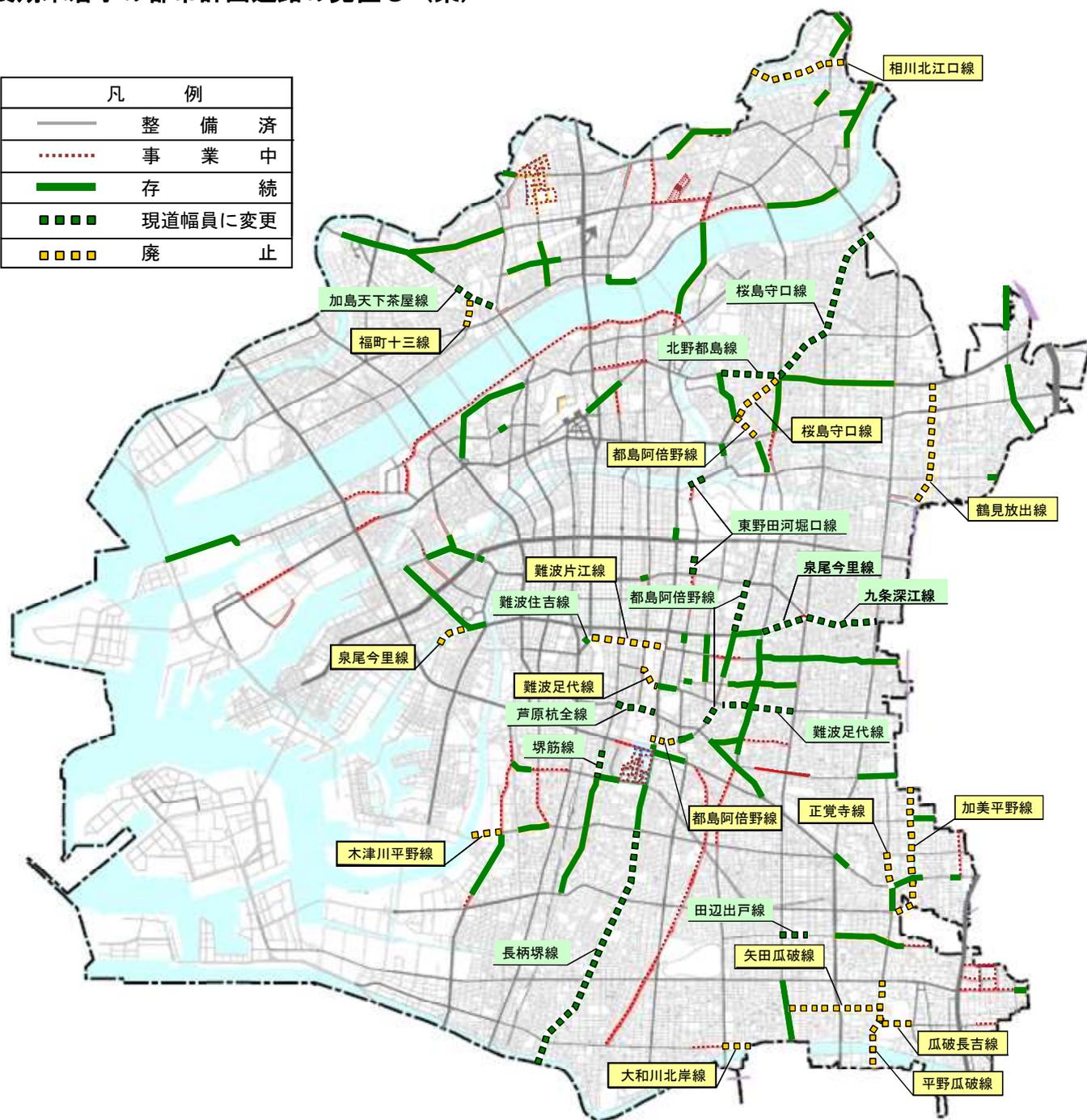


(数字は概数で、事業費については国直轄事業を除く)

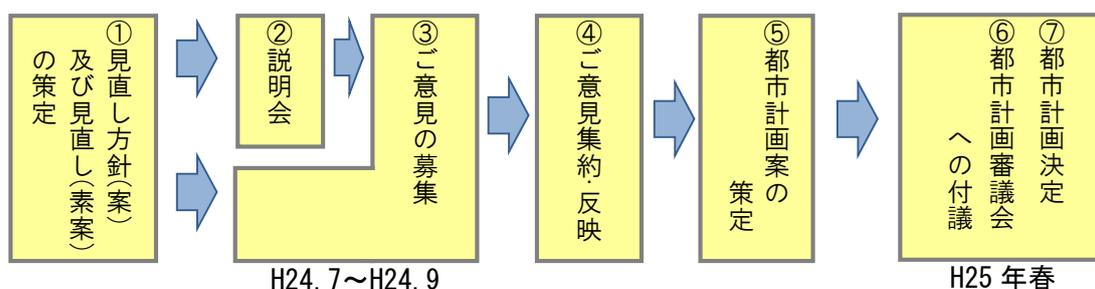
※同一路線で存続と見直しを含む場合もあるため、路線数の合計は一致しない。

■ 長期未着手の都市計画道路の見直し（案）

凡 例	
—	整備済
⋯	事業中
—	存続
■	現道幅員に変更
□	廃止



■ 進め方



【問合せ】

大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7848

FAX：06-6231-3751

MAIL：ea0006@city.osaka.lg.jp